



インドネシア:新たなBKPM 規則-外国投資要件の大幅な変更

執筆者: 吉本 祐介、Jeanne Elisabeth Donauw、Andhika Indrapraja

インドネシア投資調整庁(*Badan Koordinasi Penanaman Modal*、以下「BKPM」といいます。)は、統合リスクベースライセンスの電子システムに関する2021年BKPM規則第3号(以下「規則3号」といいます。)、リスクベースライセンス及び投資ファシリティに関するガイドライン及び手続きに関する2021年BKPM規則第4号(以下「規則4号」といいます。)、並びにリスクベースライセンスの監督に関するガイドライン及び手続きに関する2021年BKPM規則第5号(以下「規則5号」といいます。)という3本の新たな規則を制定しました。これらの規則は、すべて2021年6月2日から施行されます。

規則3号は、オンライン・シングル・サブミッション(OSS)システムの機能と技術的な側面を中心に規定していることから、本ニューズレターでは、規則4号と規則5号に絞って説明します。

後述の通り、規則4号及び規則5号では、インドネシアにおける投資に重要な変更を加えています。

1. 外国投資企業の最低資本金

外国投資企業の最低資本金が従前の25億ルピア(約18万米ドル)から100億ルピア(約71万5,000米ドル)と4倍に引き上げられたことが、規則4号における最も重要な改正です。当事務所が当局と協議したところによれば、最近の外資規制の大幅な自由化が最低資本金を引き上げる理由とのことです。

より多くの事業部門が外国投資に開放され、投資対象となるセクターを選択する柔軟性が高まる中、当局は、外国投資を大型投資へ誘導し、中小規模の投資はローカル企業に留保しようとしています。しかし、この新たな最低資本金規制は、スタートアップ企業や新規投資に悪影響を与える可能性があります。規則4号は、外国投資企業に対する新しい最低資本金規制が、既存の外国投資に対しても遡及的に適用されるかどうかについて明示していませんが、一般的に新法令を遡及適用する場合、法令に明示的に規定しなければならないことから、最低資本金規制は、既存の外国投資には適用されないと考えられます。

2. 外国投資会社の最低投資金額

外国投資会社の最低投資金額が、土地及び建物を除き100億ルピアとされる点に変更はありません。しかし、BKPMは、不動産産業を営む外国投資会社に対して、土地及び建物を投資金額に含めることを認めるという例外を再導入しました。ただし、この例外は、①建物全体への投資又は②集合団地への投資という形で不動産開発を行っている外国投資会社にも適用されます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

3. 外国投資会社の子会社が外国投資会社となる要件

規則 4 号では、外国投資会社の子会社が国内投資企業として扱われている場合、OSS システムを通してデータを更新することにより、1 年以内に外国投資企業に転換しなければならないと明文で規定されています。

当該子会社が外国投資に解放されていない業務や制限された業務を行っている場合、外国投資会社に転換する際に、当該業務を停止しなければなりません。しかし、最近インドネシア政府が外資規制を大幅に緩和したことを踏まえると、本改正が外国投資に与える影響は大きくないと考えられます。

4. 株式売却義務

株式売却義務(外国企業が保有する株式の一部をインドネシア法人又は個人に譲渡する義務)は、厳格に適用される時期と執行がなされない時期が繰り返されてきました。規則 4 号は、規則 4 号制定以前に発行された投資許可において、株式売却が義務づけられている場合、外国投資会社の株式を売却しなければならないことを再確認しています。

しかし、規則 4 号では、以下のいずれかの場合に、株式売却義務の免除も認められています。

- (i) 会社の既存の現地株主が売却を求めない場合。
- (ii) 100%外資保有会社において、株主が株式を売却することを国内企業に約束していない場合。

5. リスクに基づくライセンス

2021 年政令第 5 号の施行規則として、規則 4 号は、OSS システムを通じたリスクベースライセンスの手続きと技術的指針を定めています。

6. 投資活動報告書(LKPM)の提出義務

規則 5 号では、外国投資会社が BKPM に投資活動報告書(LKPM)を提出する必要があることを強調しています。投資活動報告書には、投資の実現に関する報告と、投資の実施にあたって企業が直面している問題(もしあれば)が記載されます。投資活動報告書は、OSS システムを通じて提出され、関連する政府機関(例えば、管轄省庁又は機関、地方政府、経済特別区長官)のシステムとも統合されています。統合システムは、これまで各関係省庁に個別に提出する必要があった報告手続きを簡素化することを目指しています。

上記の詳細についてご不明な場合、お気軽にお問い合わせください。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



ジェン エリザベス ドノウ
Jeanne Elisabeth Donauw

提携事務所パートナー ジャカルタオフィス*1 Walalangi & Partners

Jdonauw@wplaws.com

ジェン・エリザベス・ドノウは、インドネシア弁護士であり、インドネシア投資案件を中心とする企業法務全般に従事し、20 年の実務経験を有しています。これまで、様々な業種のクライアントに対して、インドネシアにおける複雑かつ洗練された投資、買収、企業再編の支援などのさまざまな取引を支援してきました。ワラランギ & パートナーズ法律事務所に入所する前は、国際的な法律事務所のインドネシア事務所のパートナー弁護士として勤務していました。



アンディカ インドラブラジャ
Andhika Indrapraja

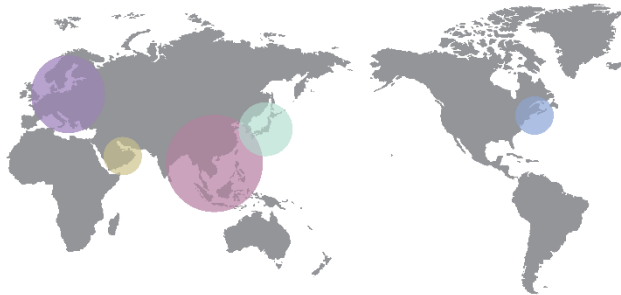
Attorney-at-Law (Admitted in Indonesia), Jakarta Office*1 Walalangi & Partners

Aindrapraja@wplaws.com

Mr. Andhika Indrapraja is a bright young lawyer, with more than 6 years of experience, assisting clients on various M&As Transactions, Real Estate Transactions and General Corporate Matters, particularly focusing on real property, construction and personal data.

*1 提携事務所、Associate office

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@nishimura.com
パートナー 小原英志
下向智子
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥
木下清太

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
イカンダ・ダーヤント*

ご案内:シンガポール法律事務所である
Bayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bay-
front Law Allianceにより、シンガポール法を含ん
だリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
ドミニク・クルーゼ

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。